

美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日策定

令和2年12月25日改訂

令和3年11月17日改訂

令和4年12月12日改訂

全日本美容業生活衛生同業組合連合会

1. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」（2020年10月23日）、新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（2022年2月4日）等に留意しながら、当面の対策をとりまとめたところである。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見や今後の各地域の感染状況等を踏まえて、本ガイドラインは随時見直すこととする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

開設者及び管理美容師は、施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底し、家族や身近な人を守り、顧客の安全を守ることを旨とする。ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしないよう留意する。なお、従業員だけでなく事業主も自らがガイドラインを遵守することが求められていることに留意すること。

3. 開設者及び管理美容師が講ずるべき具体的な対策

（1）リスク評価

開設者及び管理美容師は新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である飛沫感染（①）、エアロゾル感染（②）、接触感染（③）のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

①飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を判断して、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内での会話や顧客に直接触れる作業がどこにあるか等の評価する。

②エアロゾル感染のリスク評価

施設における換気の状態、空気の流れを把握し、局所的に生じる空気の澱みとその感染リスクを評価する。

③接触感染のリスク評価

複数の従業員が共有する器具や、顧客も触れるドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（受付テーブル、美容椅子、ドライヤー等の美容器具、美容用剤、シャワーヘッド、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等）には特に注意する。

（２）施設内の各所における対応策

①留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- ・ 長時間対面で会話をする場合等飛沫感染のリスクが高い場面では、必要な距離の確保（又はパーティションの設置）を行う。
- ・ 電子マネー等非接触決済の導入を奨励するとともに支払時にコイントレーの使用などにより、接触機会を減らすよう努める。（支払い後に手指消毒を行う場合は、コイントレーを使用しなくてもよい。）
- ・ 感染防止のため、密にならないよう、来店者数の調整及び美容椅子の間隔に配慮するとともに発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等には来店を控えていただくよう促す。
- ・ 入口や施設内のアルコール擦式手指消毒薬の設置又は石鹸と流水による手洗いを励行する。
- ・ オミクロン株等の変異株の特徴を踏まえ、エアロゾルによる感染対策として、引き続き、正しいマスク等の着用（不織布の推奨、従業員へのマスク着用の徹底を図り、顧客にもマスク着用を促すとともに咳エチケットを励行する。マスクを持参していない顧客へは、マスクを配付もしくは販売する。）

- ・ 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮する。
- ・ 施設の換気について、新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」を参考に取り組む。「機械換気による常時換気」または「窓開け換気（可能な範囲で2方向）」を推奨する。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」（2022/7/14）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

- ・ タオル、ケープの交換や、施設内及び皮膚に接する器具の消毒をその都度実施する。
- ・ 共用物品は最小限とする。
- ・ 従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触箇所は、適切に清拭消毒を行う。

②症状のある方の来店制限等

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人の予約又は来店をご遠慮いただくよう呼びかける。また、予約時に事前の検温をお願いするか、来店時での検温を行い、発熱の有無を確認するよう努める。
- ・ 密にならないよう施術の予約時間を調整する。
- ・ 濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めないこととされていること等を踏まえ、利用者等の来店時等の連絡先把握は必ずしも必要ではない。

③施術中

- ・ 使用する美容椅子の間隔を広く確保する（顧客への施術に影響がない範囲で、1m以上確保するように努める）、顧客を案内する際に密にならないよう案内する等の対応を行うこと。

- ・ 従業員はマスクを適切に着用すること。特に、シャンプー、化粧、まつ毛エクステンション等の顔面作業時及びネイルの施術時には必ず着用することとし、必要最小限の会話とすることに努めること。
- ・ 施術に影響しない範囲で、顧客にもマスクの着用を促し、マスクを持参していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売する。
- ・ 顧客と従業員の近接した対面接触時間を減らす工夫をする（例えば、自動洗髪機、自動毛髪乾燥機などの導入）。

④トイレ

- ・ 便器内は、通常の清掃で良い。
- ・ 不特定多数が接触するドアノブや便座、手洗いの蛇口等は、定期的に清拭消毒を行う。
- ・ 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示する。
- ・ ハンドドライヤー（手を乾かすための物）は使用可能、タオルの共有は禁止する。

⑤ 従業員の休憩室

- ・ 飲食の際は、一度に休憩する人数を減らし、対人距離を確保する（1m以上確保するように努める）。また、対面で飲食やマスクなしでの会話をしないようにする。
- ・ 適切に換気をする。
- ・ 共有する物品（テーブル、椅子、水道の蛇口等）は、適切に清拭消毒する。

⑥顧客の待合室

- ・ 待合室を使用する場合は、人と人とが触れ合わない程度の対人距離を確保する
- ・ 適切に換気をする。

⑦ゴミの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミ処理後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをする。

⑧清掃・消毒

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて、不特定多数が触れる環境表面を、適切に清拭消毒をする。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- ・ タオル、皮膚に接する器具及び間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」（昭和 56 年 6 月 1 日環指第 95 号厚生省環境衛生局長通知）の規定に基づいて行う。

⑨その他

- ・ 本ガイドラインに記載がない部分については、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」等の規定に基づいて衛生管理を行うこと。
- ・ 特に高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービスを提供する際は、予約時又は来店時により慎重に体調や体温等について伺い、場合によっては来店日を変更してもらう。

（３）従業員の感染予防のための管理

- ・ 従業員は必ず出勤前に体温を計るほか、毎日の健康状態を把握する。発熱や風邪の症状等体調が悪い場合は、店舗責任者にその旨を報告し、勤務の可否等の判断を仰ぐとともに、症状に応じて医療機関の受診や検査を受ける。
- ・ 有症状者に対する検査については、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡する対応も可能である。
- ・ 従業員は常に爪を短く切り、客 1 人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図る。
- ・ 正しいマスク着用（不織布の推奨）や咳エチケットの徹底を図る。
- ・ 必要に応じて手袋等を着用する。
- ・ 時差出勤、自転車通勤の活用を図る。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 寮などで集団生活を行っている場合、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境を可能な限り避ける。
- ・ 必要に応じて、健康観察アプリのインストール・活用や抗原簡易キットの使用など検査の更なる活用・徹底を検討する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理美容師等に報告することを徹底

底する。報告を受けた開設者及び管理美容師等は、必要に応じて、保健所に相談し指示に従うこと。

- ・ これらの報告を受ける担当者（開設者及び管理美容師等）及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知・徹底する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「医療機関」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知・徹底する。
- ・ ワクチン接種については、厚生労働省 HP の「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

4. 感染防止対策の実施状況の確認

本ガイドラインに記載されている感染防止対策を基に、チェックリストを作成するなどして施設管理者ならびに従業員が感染防止対策の実施状況を確認し、対策が不十分な点があれば改善するように努める。